計量業務概要

(令和5年度実績)



1	. 市政(の概要		1
2	. 計量	行政の沿	革	1
3	. 計量	行政の概	要	2
4	. 組織			
	(1) 機	構		2
	(2) 計	量担当		2
5	. 令和	5年度決	算見込み	
	(1) 歳	入		3
	(2) 歳	出		3
6	. 事業	为容		
	(1) 特:	定計量器	の定期検査	3
	①	定期検査	の概要	4
	2 3	定期検査	結果総数	4
	3	指定定期	検査機関の定期検査結果	$4 \sim 5$
		定期検査		6
	5	定期検査	に代わる計量士による検査結果	$7 \sim 8$
	(2) 事	前調査		8
		事前調査	の概要	8
	2	事前調査	結果	8
	3	事前調査	実績の推移	9
	(3) 立	入検査		9
	① i	商品量目	立入検査	$9 \sim 10$
	2 '	質量計使	用方法検査	1 1
	3	タクシー	メーター立入検査	1 1 ~ 1 2
	4 /	燃料油メ		1 3
	5	ガスメー	ター(石油ガス用)立入検査	1 4
	6	夜化石油.	ガスメーター立入検査	1 5
	(4) 普	及・啓発		1 6
	1	夏休み子	ども教室	1 6
	2	計量普及	啓発事業	1 6
	3	ポスター	揭示	1 7
	3	家庭用計	量器無料簡易検査	1 7
7	. 計量	関係事業	所	
	(1) 適	正計量管	理事業所	1 8
	(2) 届	出製造事	業所	1 8
	(3) 届	出修理事	業所	1 9
	(4)	般計量証	明登録事業所	1 9
	(5) 環	境計量証	明登録事業所	1 9
8	. 検査	設備		
	(1) 基	準器 …		2 0
	(2) 検	査機材		2 1 ~ 2 2
9	. 令和	6年度事	業計画	2 3

1. 市政の概要

柏市は、千葉県北西部の東葛飾地域に位置し、地理的には首都圏東部の中心的な地域となっています。平成17年3月28日に旧沼南町と合併し、新「柏市」が誕生しました。平成20年4月1日には中核市に移行し、自立都市として地方分権の時代に対応した自主的・効果的・効率的なまちづくりを進めています。

面積 114.74 km² (令和6年4月1日現在)

人 口 434,462人 (令和6年4月1日現在常住人口)

男 214,227人

女 220, 235人

世帯数 198,819世帯(令和6年4月1日現在常住人口)

2. 計量行政の沿革

柏市の計量行政は、平成20年4月1日の中核市への移行に伴い、計量法施行令に定められた特定市として計量事務が移譲され、特定計量器の定期検査や立入検査等を行っています。

平成 19 年 4月	経済部消費生活センターの職員を県計量検定所に派遣し、準備要員と
1 // 1	して専任職員の養成を図る。
平成 20 年 4月	中核市になり、千葉県から計量事務が移譲される。
十成 20 十 4 7]	機構改革により市民生活部消費生活センターへ所管部が変更となる。
平成 20 年 7月	計量研修センターに職員を派遣 (短期計量教習受講者1名)
平成 21 年 4月	機構改革により市民生活部消費生活センターが同部市民活動推進課課
平成 21 平 4 月	内室から課扱いとなる。
平成 21 年 11 月	計量研修センターに職員を派遣(短期計量教習(1ヶ月)受講者1名)
平成 24 年 2 月	計量研修センターに職員を派遣(短期計量教習(1ヶ月)受講者1名)
平成 24 年 9月	計量研修センターに職員を派遣(短期計量教習(1ヶ月)受講者1名)
平成 24 年 10 月	指定定期検査機関を指定
平成 25 年 9月	計量研修センターに職員を派遣(短期計量教習(1ヶ月)受講者1名)
平成 27 年 8月	計量研修センターに職員を派遣(短期計量教習(1ヶ月)受講者1名)
平成 27 年 10 月	指定定期検査機関の指定を更新
平成 29 年 8月	計量研修センターに職員を派遣(基礎計量教習(2週間)受講者1名)
平成 30 年 8月	計量研修センターに職員を派遣(基礎計量教習(2週間)受講者1名)
平成 30 年 10 月	指定定期検査機関の指定を更新
令和 3年 3月	計量研修センターに職員を派遣(基礎計量教習(2週間)受講者1名)
令和 3年10月	指定定期検査機関の指定を更新

3. 計量行政の概要

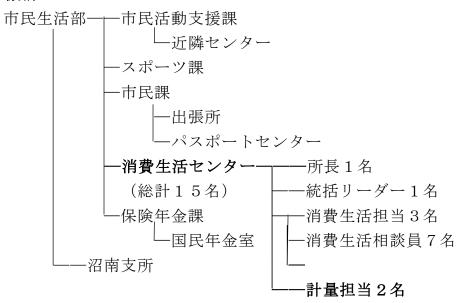
正確な計量の実施を確保するため、商店・工場・病院等で取引又は証明に使用されているはかりの定期検査及び商品量目等の立入検査を行っています。また、適正計量に関する指導・啓発事業及び計量に関する苦情処理等も行っています。

事務分掌	事務の詳細
	定期検査に関すること
	定期検査に代わる計量士による検査に関すること
	代検査業務届出に関すること
	特定計量器及び事業所等の立入検査に関すること
	商品量目等立入検査に関すること
 計量法(平成 4 年法律第 51 号)	基準器に関すること (柏市質量標準管理マニュアルを含む)
に関すること	計量検査室管理に関すること
に関すること	適正計量管理事業所指定申請に関すること
	計量管理の指導及び計量思想の普及に関すること
	千葉県計量行政機関協議会に関すること
	全国特定市計量行政協議会等に関すること
	その他計量業務に関すること
	計量業務概要に関すること

4. 組織

(令和5年4月1日現在)

(1) 機構



(2) 計量担当

専任職員2名(基礎計量教習受講者2名)

5. 令和5年度決算見込み

(1) 歳入

単位:円

節 (細節)	当初予算	決算見込額
商工手数料	0	0
合計	0	0

(2) 歳出

単位:円

節 (細節)	当初予算	決算見込額
報償費	2,000	0
旅費	91,000	71, 204
需用費	454, 000	301, 295
役務費	99,000	85, 978
委託料	7, 866, 000	6, 400, 820
使用料及び賃借料	15,000	11, 330
負担金,補助金及び交付金	36,000	28,000
合計	8, 564, 000	6, 898, 627

※ 柏市手数料条例の規定により、特定計量器定期検査手数料は委託機関の収入としているため、上記決算見込額の委託料は、契約額から特定計量器 定期検査手数料(1,272,340円)を引いた額となっています。

6. 事業内容

(1) 特定計量器の定期検査

適正な計量の実施を確保するため、取引又は証明に使用される特定計量器(質量計)の性能及び器差を一定水準以上に維持することを目的に、計量法第19条第1項の規定により定期検査を実施しました。

※ 特定計量器とは、計量法施行令第2条の規定により、商売など取引又は証明にあたる行為に利用されている計量器(はかり)のことです。

(例1) 商店、スーパーなどで量り売りに使用する取引用のはかり

(例2) 病院,薬局などで使用する薬の調剤用のはかり

① 定期検査の概要

項目	内容
実施区域	市内全域(主に常磐線以南区域)
検査対象	常磐線以南区域:250kg 以下の特定計量器,分銅及びおもり
	検査業務は、計量法第20条の規定による指定定期検査機関が、
検査実施方法	特定計量器定期検査規則第 39 条第 1 項第 5 号の規定により、所
	在場所で検査を実施
	・告示(柏市告示第 171 号)
検査の	・「広報かしわ」に日程掲載(8月1日号)
周知方法	・柏市ホームページに日程等掲載
	・「はがき」による通知
検査期間	令和 5 年 8 月 29 日~令和 6 年 1 月 27 日
(快) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	告示検査期間:令和5年5月3日~令和6年3月31日

[※] 検査期間は検査開始日から終了日まで

② 定期検査結果総数

項目	延べ検査日数	検査戸数	検査個数	合格個数	不合格個数
指定定期検査					
機関による検	66	432	1,039	1,036	3
查					
定期検査に代					
わる計量士に	43	43	359	353	6
よる検査					
合計	109	474	1, 398	1, 389	9

③ 指定定期検査機関の定期検査結果

ア総計

延べ検査日数	検査戸数	分類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率 (%)
		はかり	940	937	3	0.32
66	432	分銅	99	99	0	0.00
		合計	1,039	1,036	3	0. 29

[※] 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

イ 器種別検査結果

	種類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率(%)
	電気式はかり	717	715	2	0.28
	等比皿手動はかり	0	0	0	0.00
	棒はかり	3	3	0	0.00
非自動はかり	その他の手動式(不等比 皿・不等比台)	15	15	0	0.00
ほか	ばね式指示はかり	200	199	1	0. 50
り	ばね式はかり(直線目盛)	0	0	0	0.00
	手動指示併用はかり	5	5	0	0.00
	その他の指示はかり	0	0	0	0.00
	非自動はかりの合計	940	937	3	0.32
分	分銅	15	15	0	0.00
銅類	定量おもり	3	3	0	0.00
为只	定量増おもり	81	81	0	0.00
	分銅類の合計	99	99	0	0.00
	合計	1,039	1,036	3	0. 29

[※] 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

ウ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査戸数	398	369	427	397	432
検査個数	961	1, 351	1, 034	1, 418	1, 039
非自動はかり	870	1, 101	928	1, 180	940
うち不合格個数	4	5	4	8	3
うち不合格個数率 (%)	0.46	0.45	0.43	0.68	0.32
分銅等	91	250	106	238	99
うち不合格個数	0	0	0	0	0
うち不合格個数率 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

- ※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 令和元年度,令和3年度及び令和5年度の検査対象は,常磐線以南区域のひょう量250kg以下の特定計量器,分銅及びおもり
- ※ 令和2年度,令和4年の検査対象は,市内全域のひょう量250kg を超える特定計量器並びに常磐線以北区域のひょう量250kg以下の 特定計量器,分銅及びおもり

④ 定期検査シール

定期検査を受検した特定計量器(質量計)には、検査結果により合格、 不合格及び免除のいずれかのシールを貼付します。

種別	合格シール	不合格シール	免除シール
概要	サイズ:直径3cm 色:地色 橙,緑,青 文字 黒	サイズ:縦3.6×横2.5cm 色:地色 赤 文字 黒	サイズ:直径 3cm 色 : 地色 黄色 文字 黒
見本	神の神経を表しても	不合格 注意 この計量器は 取引、証明には 使用できません。 柏 市	毎年 を開発を受けてください。 おおけ盟検査なアラー

- ※ 購入した特定計量器に付されている検定証印等の年月が平成31年 (2019年)3月以前のものは3年,平成31年(2019年)4月 以降のものは1年,それぞれ定期検査が免除されます。
- ※ 上記のシールは、指定定期検査機関制度を導入した平成24年度から 使用しています。

⑤ 定期検査に代わる計量士による検査結果

定期検査に代わる計量士による検査(代検査)とは、計量法第19条第1項の規定により定められている都道府県又は特定市による特定計量器の定期検査に代わり、計量法第25条第1項に規定されている計量士による特定計量器定期検査のことです。

ア総計

検査戸数	実施 計量士数	分類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率 (%)
		はかり	359	353	6	1.67
43	14	分銅	5	5	0	0.00
		合計	364	358	6	1.65

- ※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 実施計量士数は実数

イ 器種別検査結果

	種類	検査個数	合格個数	不合格個数	不合格個数率(%)
	電気式はかり	329	323	6	1.82
	等比皿手動はかり	0	0	0	0.00
	棒はかり	0	0	0	0.00
非自動	その他の手動式(不等比 皿・不等比台)	1	1	0	0.00
はか	ばね式指示はかり	29	29	0	0.00
り	ばね式はかり(直線目盛)	0	0	0	0.00
	手動指示併用はかり	0	0	0	0.00
	その他の指示はかり	0	0	0	0.00
	非自動はかりの合計	359	353	6	1.67
4	分銅	0	0	0	0.00
分銅類	定量おもり	0	0	0	0.00
規	定量増おもり	5	5	0	0.00
	分銅類の合計	5	5	0	0.00
	合計	364	358	6	1.65

[※] 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

ウ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査戸数	37	34	31	33	43
検査実施計量士数	13	15	14	13	14
検査個数	355	464	353	501	364
非自動はかり	332	425	330	476	359
うち不合格個数	2	1	2	0	6
うち不合格個数率(%)	0.60	0.24	0.61	0.00	1.67
分銅等	23	39	23	25	5
うち不合格個数	0	0	0	0	0
うち不合格個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 不合格個数率は、小数点第3位を四捨五入

(2) 事前調査

次年度以降の検査対象特定計量器について、検査漏れの防止や検査の効率化を図るため、はかりの使用者、種類及び数量等を正確に把握することを目的に事前調査を実施しました。

① 事前調査の概要

項目	内容
調査区域	常磐線以北区域
調査方法	市が作成したリストに基づき、指定定期検査機関が調査対象の各事業所を
	巡回し、特定計量器の使用実態を調査
	食品等小売店、私立保育所及び医療機関等を強化調査対象に選定し、検査
調査対象	漏れしていると思われる事業所及び新規開設の事業所等で、特定計量器を
	取引又は証明に使用していると思われる事業所

② 事前調査結果

調査期間	調査日数	調査延べ人数	調査戸数	次回検査対象戸数	該当率(%)
2月19日~3月18日	7	35	35	24	75

- ※ 該当率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 調査期間は事前調査開始から終了日までの期間

③ 事前調査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
調査戸数	57	81	30	31	35
次回検査対象戸数	37	39	23	16	24

- ※ 令和元年度,令和3年度及び令和5年度は,次年度(令和4年度及び令和6年度)の検査対象である常磐線以北区域を調査
- ※ 令和2年度及び令和4年度は、次年度(令和3年度及び令和5年度) の検査対象である常磐線以南区域を調査

(3) 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量法第148条の規定により、販売事業所等に立ち入り、特定計量器の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査等を実施しました。

① 商品量目立入検査

全国計量行政会議適正計量委員会が作成した「全国一斉商品量目立 入検査の実施計画」に基づき、前期(6~8月)と後期(10~12月) にわけ、市内の特定商品を計量販売しているスーパー等へ立ち入り、商品 の量目(内容量)について検査を実施します。

※ 商品量目とは、スーパー等で量り売りされている商品の内容量のことであり、計量法では、計量して販売するのに適する商品は、その量目を示して販売するよう努めなければならず、量目を示して販売するときは、政令で定める誤差を超えないように計量しなければならないと定めています。

ア 検査概要

/ 八五两久								
	検査	検査延	検査	不適正	不適正	検査	不適正	不適正
検査期間	日数	べ人数	戸数	戸数	戸数率	個数	個数	個数率
					(%)			(%)
前期	6	1.0	G	2	16 1	401	0.1	4 4
6月21日~7月14日	O	12	6	3	16. 1	481	21	4. 4
後期	8	1.0	0	2	27 5	E E 7	9	1 6
10月2日~11月2日	8	19	8	3	37. 5	557	9	1. 6
計	14	31	14	6	42.9	1,038	30	2. 9

- ※ 不適正戸数は、店舗全体の検査に対して5%を越えた場合のみ計上
- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 後期検査戸数等には再検査事業所も含まれる。
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 商品分類別検査結果

		ガイドラ		大	不適正	不证	適正の主な原	因
商品分類	検査個数	インに定	正量個数	不適正 個数	個数率	風袋量の	乾燥等の	その他
		める過量		旧奴	(%)	無視·軽視	自然減量	て り他
食肉	284	0	284	0	0	0	0	0
食肉の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
魚 介 類	316	0	309	7	2.2	2	4	1
魚介類の加工品	5	0	5	0	0	0	0	0
野 菜	225	0	213	12	5.3	0	12	0
野菜の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
果 実	36	0	31	5	13.9	5	0	0
果実の加工品	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の調理食品	164	0	158	6	3. 7	6	0	0
その他食品	8	0	8	0	0	0	0	0
計	1, 038	0	1,008	30	2.9	13	16	1

ウ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度
検査日数	11	1	6	14
検査戸数	18	1	8	14
うち不適正戸数	7	0	3	6
うち不適正戸数率 (%)	38.89	0.00	37. 50	12.7
検査個数	1, 408	85	689	1,038
うち不適正個数	21	1	4	30
うち不適正個数率 (%)	1. 49	1.18	0.58	2. 90

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は後期のみ市 民からの検査依頼があったため検査を実施し、令和3年度は前期及び 後期ともに未実施とした。

② 質量計使用方法検査

商品量目立入検査に合わせ、商品の量目(内容量)の計量に使用する特定計量器の使用方法について検査を実施し、使用方法が適正でない事業者に対し、適正な使用方法についての指導を実施します。

検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度
検査日数	11	1	6	14
検査戸数	18	1	8	14
うち指導戸数	11	1	6	6
うち指導戸数率 (%)	61.11	100.00	75.00	42.86
検査個数	68	4	42	42
うち指導個数	15	1	10	10
うち指導個数率 (%)	22.06	20.00	23.81	23.81

- ※ 指導戸数率及び指導個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 指導個数は、水平、0点及び据付等に不備のあった数
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は後期のみ検 査を実施し、令和3年度は前期及び後期ともに未実施とした。

③ タクシーメーター立入検査

市内のタクシー事業者の営業所等に立ち入り、タクシーメーターの検定 有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。

※ タクシーメーターとは、タクシーやハイヤーなどに車載し、走行距離 や所要時間を測定して料金を表示する計器のことです。

ア 台帳検査成績

	検査	検査延	検査	不適正	不適正	検査	不適正	不適正
検査期間	日数	べ人数	戸数	戸数	戸数率	個数	個数	個数率
					(%)			(%)
1月24日~2月21日	6	14	7	0	0.00	136	0	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
 - ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 器物検査成績

	検査	検査延	検査	不適正	不適正	検査	不適正	不適正
検査期間	日数	べ人数	戸数	戸数	戸数率	個数	個数	個数率
					(%)			(%)
1月24日~2月21日	6	14	7	1	14. 29	13	1	7.69

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
 - ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

ウ 検査実績の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	検査日数	3	4	2	4	6
	検査戸数	5	4	6	5	7
	うち不適正戸数	0	0	0	0	0
台	うち不適正戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
帳	検査個数	48	42	34	67	136
	うち不適正個数	0	0	0	0	0
	うち不適正個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	検査戸数	5	4	6	11	7
	うち不適正戸数	0	0	0	0	1
器	うち不適正戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	14. 29
物	検査個数	7	12	8	11	13
	うち不適正個数	0	0	0	0	1
	うち不適正個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	7.69

[※] 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入

④ 燃料油メーター立入検査

市内の燃料油販売事業所等に立ち入り、燃料油メーターの検定有効期限 の確認検査を実施しました。

※ 燃料油メーターとは、ガソリンスタンドや灯油販売の車両に設置され、 ガソリン、軽油及び灯油などを販売するときに、給油量をはかるために使 用する計器のことです。

ア 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延べ人数	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率 (%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率 (%)
前期 5月22日~6月9日	4	10	5	0	0.00	7	0	0.00
後期 9月19日~10月11日	3	7	3	0	0.00	63	0	0.00
合計	7	17	8	0	0.00	70	0	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 燃料油メーターは、器物検査のみ実施
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査日数	5	6	5	4	7
検査戸数	11	12	13	8	17
不適正戸数	2	0	1	0	0
不適正戸数率(%)	18. 18	0.00	7.69	0.00	0.00
検査個数	99	165	206	104	70
不適正個数	3	0	1	0	0
不適正個数率(%)	3.03	0.00	0.49	0.00	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 燃料油メーターは、器物検査のみ実施
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

⑤ ガスメーター (石油ガス用) 立入検査

市内のプロパンガス販売事業所に立ち入り, ガスメーター(石油ガス用)

- の検定有効期限及び台帳整備状況の確認検査を実施しました。
- ※ ガスメーター(石油ガス用)とは、家庭や事業所で使用されているプロパンガスの使用量をはかるために使用する計器のことです。

ア 台帳検査成績

検査期間	検査日数	検査延べ	検査	不適正	不適正戸	検査個数	不適正	不適正個
火 旦 刿 问	快旦日刻	人数	戸数	戸数	数率(%)	快且胆效	個数	数率(%)
12月4日~12月22日	6	13	6	0	0.00	1, 177	0	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 器物検査成績

検査期間	検査	検査延べ	検査戸数	不適正	不適正戸	検査個数	不適正	不適正個
1X EL /9/1FI	日数	人数	次五/ 外	戸数	数率(%)	灰五四外	個数	数率(%)
12月4日~12月22日	6	13	8	0	0.00	22	0	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

ウ 検査実績の推移

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	検査日数	3	3	2	3	6
	検査戸数	4	5	3	6	13
	不適正戸数	0	0	0	0	0
台口	不適正戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
帳	検査個数	4, 706	10, 255	12, 308	6, 215	1, 177
	不適正個数	0	0	0	0	0
	不適正個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	検査戸数	6	12	6	17	8
四口	不適正戸数	0	0	0	0	0
器物	不適正戸数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
柳	検査個数	23	24	22	36	22
	不適正個数	0	0	0	0	0
	不適正個数率(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 器物の検査戸数は、検査を行った物件数

⑥ 液化石油ガスメーター立入検査

市内のLPガス販売事業所に立ち入り、液化石油ガスメーターの検定有効期限の確認検査を実施しました。

※ 液化石油ガスメーターとは、タクシーのオートスタンド等でLPガス 燃料を販売するときに、充填量をはかるために使用する計器のことです。

ア 器物検査成績

検査期間	検査 日数	検査延べ 人数	検査戸数	不適正 戸数	不適正戸 数率(%)	検査個数	不適正 個数	不適正個数率(%)
12月4日~12月22日	1	2	1	0	0.00	2	0	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 検査期間は事業者への通知期間を表記

イ 検査実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査日数		1	2	1	1
検査戸数		1	2	1	2
不適正戸数		0	0	0	0
不適正戸数率(%)		0.00	0.00	0.00	0.00
検査個数	_	4	6	4	2
不適正個数	_	0	0	0	0
不適正個数率(%)	_	0.00	0.00	0.00	0.00

- ※ 不適正戸数率及び不適正個数率は、小数点第3位を四捨五入
- ※ 液化石油ガスメーターは、器物検査のみ実施
- ※ 令和元年度は、未実施

(4) 普及·啓発

市民の計量に対する関心を高めるため、計量強調月間を中心に普及啓発 事業を実施しました。

① 夏休み子ども教室

講座名	実施日	場所	参加者	内容
「天びんはかり	8月3日	青少年	13 組 (親子)	・「消費生活センターにおける計量
を作ろう!」		センター	/ h / h →)	の仕事」の講義
で14クノ:]	8月4日	創作室	14 組 (親子)	・天びんはかりの工作



計量の仕事の講義



天びんはかりの工作

② 計量普及啓発事業

出展先	実施日	場所	協賛者	内容
沼南まつり	10月8日	セブンパー クアリオ柏	・一般社団法人千葉県 計量協会 ・千葉県計量検定所	・計量クイズ・計量啓発グッズの配布・アンケートの実施





③ ポスター掲示

掲示期間	掲示場所	内容
10月26日~11月30日	本庁舎、アミュゼ柏、沼南支所	計量強調月間用ポスターの掲示

④ 家庭用計量器無料簡易検査

実施期間	実施日数	実施場所	内容
11月13日~11月24日	9 日	柏市消費生活センター	・体温計:57 器・体重計:26 器・血圧計:24 器・キッチンスケール:23 器

[※] 実施日数は実検査日数

7. 計量関係事業所

柏市内の計量にかかる事業所等は、以下のとおりです。

(1) 適正計量管理事業所

(令和6年3月31日現在)

事業所名	所在地	事業所数
口 大和 伍 / 州 \	柏市内各所	32
日本郵便(株)	(東京都千代田区大手町2丁目3番1号)	34
(株) 東急ストア	柏市若柴 175 番地	1
ららぽーと柏の葉店	(東京都目黒区上目黒1丁目21番12号)	1
	柏市新十余二1番地1	
東洋ガラス(株)千葉工場	(東京都品川区東五反田2丁目18番1号	1
	大崎フォレストビルディング)	
/批/宣自尼拉庄	柏市末広町3番16号	1
(株)高島屋柏店	(大阪府大阪市中央区難波5丁目1番5号)	1
イオンマーケット(株)	柏市豊四季台4丁目1番20	1
ピーコックストア豊四季台店	(東京都杉並区阿佐ヶ谷南1丁目 32番 10号)	1

- ※ ()は、本社所在地
- ※ いずれの事業所も千葉県知事指定

(2) 届出製造事業所

事業所名	所在地	事業区分		
(株)日本特殊計器製作所	柏市青葉台2丁目4番1号	排ガス積算体積計等		
(体) 日平付然計品袋作用	竹川月栄口 4 丁 日 4 留 1 万	排水積算体積計等		
(株)フォーカルコーポレーション	柏市十余二 581 番地 1	血圧計第1,2類		
アンリツインフィビス(株)	柏市東上町2番28号第2水戸	充填用自動はかり		
プラリフィンフィヒス(株)	屋ビル	自動捕捉式はかり		
(株)東京自働機械製作所	柏市西原7丁目3番地1	充填用自動はかり		
(体/朱尔日関茂恢装作用	竹川四房(1日3番地1 	その他の自動はかり		

※ 出典:千葉県HP(令和4年11月7日更新)

(3) 届出修理事業所

事業所名	所在地	事業区分		
江東矢崎サービス(株)	柏市豊四季字向中原 712 番地 8	タクシーメーター		
(株)豊栄	柏市風早1丁目8番地9	血圧計第1類		
(株)サタケ	柏市大室 1153 番地	ホッパースケール 充填用自動はかり 自動捕捉式はかり その他の自動はかり		
グレインマシナリー関東㈱	柏市大室 1153 番地	ホッパースケール 充填用自動はかり 自動補足式はかり		

※ 出典:千葉県HP(令和5年10月31日更新)

(4) 一般計量証明登録事業所

事業所名	所在地	登録区分		
トーテツ(株)	柏市藤ヶ谷 163 番地 1	質量		
柏市廃棄物処理業協業組合	柏市新十余二7番地8	質量		
東日本ドラム工業(株)	柏市若白毛 506 番地 3	質量		
(株)流山クリーンサービス	柏市高田 1389 番地 3	質量		
(有)飯田商店	柏市豊四季 382 番地 9	質量		

※ 出典:千葉県HP(令和5年4月11日更新)

(5) 環境計量証明登録事業所

事業所名	所在地	登録区分		
(株)永山環境科学研究所	 柏市藤ヶ谷字矢ノ橋台 1210 番地 1	特定濃度 1・2		
ニュータウン研究所	竹川膝ケ台ナ大/惝古 1210 街地 I 			
東京公害防止(株)	柏市豊四季 508 番地 53	濃度 1・2		
(株)ケーオーエンジニアリング	柏市松葉町2丁目11番10号	濃度1・2,音圧,振動		
ケー・エス環境研究所(株)	柏市篠籠田 1455 番地 25	濃度 2		
(有)ティ・エヌケミスト	柏市高田 1114 番地 5	濃度1・2,音圧,振動		

※ 出典:千葉県HP (特定濃度:令和4年10月12日更新)

(濃度:令和5年2月14日更新)

(音圧,振動:令和4年10月12日更新)

8. 検査設備

以下の分銅等の検査設備を保有しています。

(1) 基準器

(1) 🕸	拉加 種類	能力	数	備考
		1mg	1	
		2mg	2	
		5mg	1	
		10mg	1	
	1級基準分銅(ステンレス製)	20mg	2	
		50mg	1	
		100mg	1	
		200mg	2	
		500mg	1	
		1g	1	
質量		2g	2	
貝里	1級基準分銅 (OIML型 ステンレス製)	5g	1	
		10g	1	
		20g	2	
		50g	1	
		100g	1	
		200g	2	
		500g	1	
		1kg	1	
		2kg	2	
		5kg	1	
		10kg	2	
体積	液体メーター用基準タンク	全量 10.2L, 最小測定量 9.8L	1	
温度	基準ガラスタンク製温度計	0℃, 33℃~43℃, 目量 0.05℃	1	
圧力	基準液柱型圧力計	0∼300mmHg,目量1mmHg	1	

(2) 検査機材 (主なもの)

の一種の (主なもの) 種	能力	数	備考
	1kg	1	鎖付角とう型
	2kg	2	鎖付角とう型
	5kg	1	鎖付角とう型
	10kg	3	鎖付角とう型
	10g	2	増おもり型
	20g	2	増おもり型
	50g	2	増おもり型
	100g	2	増おもり型
	200g	2	増おもり型
	250g	2	増おもり型
	500g	2	増おもり型
	1kg	2	増おもり型
	2kg	5	増おもり型
	10kg	30	枕型
2級実用基準分銅(ステンレス製)	20kg	10	枕型
	1g	2	円筒型
	2g	4	円筒型
	5g	2	円筒型
	10g	4	円筒型
	20g	4	円筒型
	50g	4	円筒型
	100g	4	円筒型
	20mg	2	板状
	50mg	2	板状
	100mg	2	板状
	200mg	2	板状
	500mg	2	板状
	10kg	2	バケット型
	20kg	4	板型
電磁力平衡方式天びん	ひょう量 125g, 目量 0.01mg	1	質量比較器
	ひょう量 620g, 目量 1mg	1	質量比較器
音叉振動式はかり	ひょう量 5.1kg, 目量 10mg	1	質量比較器
	ひょう量 21kg, 目量 50mg	1	質量比較器
電子天びんはかり	ひょう量 6kg, 目量 1g	1	特定計量器
电 」八〇 /レマチホメパツ	ひょう量 4.2kg, 目量 0.1g	1	特定計量器



質量比較器(音叉振動式)

2級実用基準分銅(円筒型)



2級実用基準分銅(枕型)



9. 令和6年度事業計画

3 月			6査機関)							千葉 千葉県計量 (大政機関協 (大書会 (大書会
2 月			■■■■ (指定定期検査機関)			***************************************		***************************************	■ 研修見学会	全国 計量日本 議議会全国会 實行政会 量行政会議 量行政会議
1 月					■ ■ ■□ − ◇ ← Ø					千葉県計畫 荷文機関協 議会第2回 実務担当者 会議(<mark>市川</mark>
12 月	******************************		***************************************		■ ■ 型 型 型 型	*************************		■■ 家庭用計量器無料簡易検査	*************************	
11 月				•			り出展,ポスタ	■■家庭用計量指		
10 月				■ () () () () () () () () () ()			■			■ 関東甲信越 地区ブロッ ク会議(字 都宮市)
6 月	************************************		***************************************		■■■ ※松神神	**************************************	000000000000000000000000000000000000000	******************************	************************************	
8 月						■■■ 夏休み子ども教室				
7 月	 (東)	■■■■ 負査機関)				夏休				千葉 □ 一大 華 一 一
6 月	 	■■ (指定定期検		■ ■ ■ ■ ■	■ 				■ 新任管理職 教習	
5 月									■ 計量行政 新人教習	
4 月					■■ 検査計画策定					千葉 行攻機関協 議分総会 (千葉市)
務	分銅校正	巡回検査	事前調査	日曹昭與	特定計量器	計量教室	ベント出展等	計量強調月間	研修等	√N 緩 砕
継		広期検 変	<u> </u>	立人	検査		及・啓イ			阜

計量業務概要(令和5年度実績)

編集・発行 柏市市民生活部消費生活センター

T277-0004

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階

TEL 04-7163-5853

FAX 04-7164-4327

E-mail shohiseikatsu-c@city.kashiwa.chiba.jp